

# 森林科学館指定管理者募集要項

[令和4年7月]

埼 玉 県

# 森林科学館指定管理者募集要項・目次

1	指定管理者の募集について	1
2	森林科学館の概要	1
	(1) 森林科学館設置の目的・役割	
	(2) 森林科学館の沿革等	
	(3) 森林科学館の所在地	
	(4) 森林科学館の規模	
	(5) 森林科学館の利用状況	
	(6) 施設の防災に係る地理的条件	
	(7) 施設の大規模修繕について	
3	管理に当たっての条件	3
	(1) 指定管理者が行う業務内容	
	(2) 管理に要する経費	
	(3) 指定予定期間	
	(4) 管理の基準	
	(5) 指定管理者と県との役割分担	
	(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	(7) 委託等の禁止	
	(8) その他	
4	申請の手続	6
	(1) 申請者の備えるべき資格	
	(2) 申請の方法	
	(3) 現地説明会の実施	
	(4) 質問事項の受付	
	(5) 著作権の帰属等	
	(6) 費用の負担	
	(7) 情報公開条例に基づく開示請求	
	(8) 申請の辞退	
5	指定管理者の指定等	11
	(1) 指定管理者候補者の選定	
	(2) 選定に当たっての審査基準	
	(3) 主な審査のポイント	
	(4) 選定に当たっての審査方法等	
	(5) 指定管理者の指定方法	
	(6) 審査結果の公表	

(7) 申請者に対する自己情報の開示

6	指定管理者指定後の手続	13
	(1) 協定の締結	
	(2) 引継ぎ、準備行為の実施	
	(3) その他	
7	スケジュール	13
8	問合せ先	13

資料関係

資料1	森林科学館位置図等	14
資料2	森林科学館の利用状況	18
資料3	指定管理業務に関する仕様書	19
別添1	施設・設備の維持管理に係る仕様	22
別添2	森林科学館利用状況報告書	25
別添3	森林科学館管理日誌	27
資料4	施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分	28
資料5	森林科学館における年度別月別利用料金収入	29
資料6	施設管理の収支決算額	30
資料7	森林科学館費用負担額	31
資料8	埼玉県森林科学館の管理に関する基本協定書(案)	32
資料9	埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱	48

様式関係

別紙様式1-1	埼玉県森林科学館指定管理者指定申請書	61
別紙様式1-2	指定管理者の指定に係るグループによる申請書	62
別紙様式2	重大な事故又は不祥事に関する報告書	63
別紙様式3	森林科学館の管理運営に係る事業計画書	64
別紙様式4	応募資格がある旨の誓約書	67
別紙様式5	委託予定業務一覧	68
別紙様式6-1	森林科学館現地説明会 参加申込書	70
別紙様式6-2	募集要項の内容等に関する質問書	71
別紙様式7	森林科学館指定管理者 申請URL 送付依頼申込書	72

条例関係

	埼玉県森林科学館条例	73
	埼玉県森林科学館管理規則	76

## 1 指定管理者の募集について

指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かし、「埼玉県森林科学館」（以下「森林科学館」という。）において、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効果的・効率的な経営の推進を図りたいと考えております。

具体的には、施設認知度の向上、利用者数の増加、利用者満足度の向上、管理運営経費の一層の削減等が図られることを期待しています。

このため、森林科学館について、地方自治法第244条の2第3項及び埼玉県森林科学館条例第12条第1項に基づき、令和5年度からの指定管理者を募集します。

## 2 森林科学館の概要

### (1) 森林科学館設置の目的・役割

県民が、森林及び林業に対する理解を深め、林業の振興を図ることを目的に、設置しました。

また、隣接する秩父市管理施設（こまどり荘）とともに、自然教育、森林レクリエーションなど様々な野外活動の場となっている彩の国ふれあいの森（中津川県有林）の拠点施設として活用されています。

### (2) 森林科学館の沿革等

平成6年6月1日	森林科学館開園
平成6年度～平成17年度	管理受託者による管理
平成18年度～	指定管理者による管理、利用料金制度の導入

### (3) 森林科学館の所在地

埼玉県秩父市中津川447番地

### (4) 森林科学館の規模

- ア 建物（木造2階建 998㎡）展示室、学習室、木工工作室、事務室等  
（受水槽、下水処理施設、電気設備、消防設備、昇降機、空調設備等含む）
- イ 屋外施設
  - 吊り橋（W=1.5m、L=42m）
  - 駐車場（2,094㎡、大型車4台、普通車55台）林間広場（1,380㎡）
  - その他施設  
（屋外トイレ1棟、東屋2棟、ベンチ、屋外照明、遊歩道等）

(参考) 彩の国ふれあいの森

ゾーン	主な施設
学習の森 (大若沢)	作業小屋(トイレ併設) 1棟(50㎡)、 展望小屋1棟、 吊橋1基(W=1.0m、L=30m)、 遊歩道(2,800m)、 管理道(400m)
原生の森 (大山沢)	
体験の森 (鎌倉沢)	遊歩道(4,270m)
野鳥の森 (相原山)	駐車場1か所
くらしの森 (後山)	遊歩道(1,740m)
生産の森 (向山・山吹谷)	
鉱山の森 (赤岩日影)	

※遊歩道延長については、CAD上の計測であり高低差を考慮した補正距離ではない。

(参考) 隣接施設

秩父市設置、管理施設

宿泊施設「こまどり荘」(12室48人)

本館1棟(1,150㎡)、コテージ8棟(40人)

県設置、秩父市管理施設

バーベキュー施設、釣場施設

## (5) 森林科学館の利用状況

資料2「森林科学館の利用状況」を参照。

## (6) 施設の防災に係る地理的条件

敷地内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域あり。

## (7) 施設の大規模修繕について

森林科学館では、令和5年度に屋根及び壁面の改修工事を予定しております。また、令和6年度以降についても、施設・設備の大規模な修繕を行う可能性があるため、休館期間が生じることも考えられます。休館期間が生じた場合、この間の利用者受入は停止となりますが、工事施工業者や県との連絡調整、現場の什器

備品・遊歩道等の管理業務は継続します。この場合の県委託料については、年度協定書において県と指定管理者で協議の上、決定します。また、大規模修繕のための施設調査や設計を行う可能性があります。調査等の際は、施設管理者の協力をお願いすることになります。なお、休館期間は、施設調査の結果及び設計の内容によります。

### 3 管理に当たっての条件

#### (1) 指定管理者が行う業務内容

- ア 森林及び林業、全国植樹祭等に関連する資料の展示に関する業務
- イ 広報・宣伝に関する業務
- ウ 森林や林業についての学習に関する業務
- エ 展示室・木工工作室及び学習室並びに附属設備の利用に関する業務
- オ 森林科学館の利用に係る料金を收受する業務
- カ 森林科学館の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務
- キ 彩の国ふれあいの森の遊歩道とそれに付随する主な施設に関する業務
- ク その他埼玉県が必要と認める業務
- ケ その他

指定管理者は、施設の設置目的に反しない範囲内において、事前に県と協議の上、自主事業を実施することができます。

※ 上記業務の実施に当たっては、適切な森林管理を行える者、森林生態系に精通し森林学習等で利用者を指導できる者、救命講習を受講した者、防火管理ができる者の配置が必要です。

※ 業務内容に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。なお、指定管理業務に関する仕様は資料3を、施設の改築や修繕等の実施及び費用負担区分については、資料4を参照。

#### (2) 管理に要する経費

- ア 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者には、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定するとともに、条例に基づく減免制度を設定していただきます。なお、設定に当たっては、知事の事前承認が必要です。

※ 過去3か年の利用料金収入実績及び現行料金と条例で定める額（上限額）については、資料5を参照。

- イ 指定管理業務に係る委託料

県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の具体的な額や支払い時期・方法等は、協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、利用料金収入、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うことになります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

- ※ 過去3か年の施設の管理運営に係わる収支状況については、資料6を参照。
- ※ 指定管理者及び隣接施設の費用負担額については、資料7を参照

### (3) 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間で予定しています。

### (4) 管理の基準

- ア 森林科学館条例その他関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に森林科学館の運営を行うこと。
- イ 森林科学館等の施設の維持管理を適切に行うこと。
- ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。
- ※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

### (5) 指定管理者と県との役割分担

指定管理者と県との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	指定管理者	県
施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）	○	
安全衛生管理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災等による施設の損傷の回復	△ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○
施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応)	○
県有施設の火災共済保険加入		○
県有施設の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

#### ※ その他の指定管理者の役割

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、森林科学館を常に良好な状態に管理する義務を負います。

指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

## (6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。

オ 県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

## (7) 委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

業務の一部委託等を予定している場合は、申請時に、委託予定業務一覧（別紙様式5）を作成し、提出してください。

## (8) その他

ア 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。

イ 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人情報について、個人情報保護法及び埼玉県個人情報保護条例に基づき適正な取扱いをすること。

エ 指定管理業務の実施に当たり、県内中小企業者の受注機会の増大と県内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めること。

オ 指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

カ 指定管理業務の実施に当たり、障害者の雇用の拡大と県内障害者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めること。

キ 指定管理者と協議の上、県が設定する公の施設の管理目標の達成に努める

こと。

- ※ 「管理にあたっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

#### 4 申請の手続

##### (1) 申請者の備えるべき資格

埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

- ※1 次のいずれかに該当する法人等は申請を行うことができません。また、申請後、指定を受けるまでの間にいずれかに該当することとなった場合、その資格を失うこととなります。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
  - イ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
  - ウ 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
  - エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
  - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
  - キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- ※2 選定委員会委員等、本件業務に従事する本県職員等に対し、本件応募についての故意による接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ※3 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。

なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが上記※1のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

##### (2) 申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を電子データで県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

- (ア) 指定管理者指定申請書（別紙様式1、グループ申請の場合は、別紙様式1-2）

※すべての申請者が必要です。代表者印や社印の押印は不要です。

- (イ) 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類  
(ロ) 法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）  
(ハ) 法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）  
(ニ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）  
(ホ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの  
(ヘ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（3の3）を提出してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

- (ヒ) 役員の名簿及び履歴を記載した書類  
(フ) 森林、林業に関する専門的知識及び資格等を有する常勤の者がいる場合、当該者の経歴を記載した書類  
(ク) 重大な事故又は不祥事に関する報告書（別紙様式2）

※募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）に以下の事由に該当する場合、その内容及び改善に向けた対応について記載してください。

- (1)他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合  
(2)国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合  
(3)役員及び従業員において重大な事故または不祥事\*があった場合  
\*資料9「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条の規定に基づく入札参加停止要件に該当するもの  
(サ) 類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間の対象として記載）  
(シ) 森林科学館の管理運営に係る事業計画書（別紙様式3）

以下の項目を含めて作成してください。

① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

公の施設である森林科学館を管理運営していくに当たっての心構えや基本方針、県民の平等利用に対する考え方など

② 管理執行体制

人員配置、雇用者数、業務の継続的・安定的な運営を図るための職員の確保（森林科学館で勤務する職員の雇用を含む。）及び職員の研修計画

の考え方など

- ③ 森林科学館の現状認識と将来展望  
森林科学館の現在の状況に対する認識と将来どのような管理運営を目指していくかなど
  - ④ 森林や林業についての学習に関する事業計画  
展示室の企画・運営、学習事業の内容、スタッフの配置（森林・林業に関する知識・経験を記載）、隣接施設との連携など
  - ⑤ サービスを向上させるための方策  
利用者へのサービスを向上させる方策、施設利用の促進を図る方策、ホームページやSNSを活用した施設の認知度向上につながる広報計画、利用者から森林・林業に関する質問があった場合の体制・対応など
  - ⑥ 利用者等のニーズの把握及び実現策  
利用者のニーズをどのように把握し、それを実現させるかなど
  - ⑦ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法  
危険な行為による事故の防止や迷惑防止のための対策、苦情への対応など
  - ⑧ 個人に関する情報の取扱いについての基本方針  
個人情報保護するための基本方針・規則の制定、情報管理体制など
  - ⑨ 危機管理に対する方針について  
防災、防犯、けが人や急病人発生時など緊急時の体制・対応、加入する保険の概要など  
(※防災については施設の防災に係る地理的条件を踏まえて作成してください。)
  - ⑩ 森林科学館の管理運営に係る令和5年度収支予算案  
県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額を見込みで算出すること
  - ⑪ 5年間の中期収支計画  
効果的かつ効率的な管理運営を行う方策や利用人員予測、収支計画、県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額等
  - ⑫ 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」について  
効果的な事業運営のための評価制度の導入など
  - ⑬ 展示室等、施設の管理計画  
森林科学館や彩の国ふれあいの森遊歩道等の管理方法など
  - ⑭ 施設の利用許可・利用料金  
利用許可の考え方、利用料金の設定・減免制度など
  - ⑮ その他
- (ス) 誓約書（(1)のア～キに該当しないことの誓約書）（別紙様式4）
- (セ) 委託予定業務一覧（別紙様式5）

清掃等の具体的業務を第三者へ委託（再委託）する予定がある場合、その内容及び委託先の選定方法を記載してください。ただし、業務の全部を第三

者に委託し、又は請け負わせることは認められません。

#### イ 提出方法

申請書類の提出は原則電子メールとします。ファイル送受信システム「SECURE DELIVER（セキュアデリバー）」を使用し、提出してください。提出に必要なURLを事前に電子メールで送付しますので、別紙様式7を以下により御送付ください。提出後、エの提出先まで電話により到達確認を行ってください。  
※ただし、(イ)及び(キ)については郵送または持参とします。エの提出先に御提出ください。郵送の場合は原則書留としてください。

別紙様式7提出先 E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp

URL申請期間 令和4年8月29日（月）から令和4年9月2日（金）まで

#### ウ 申請書類の受付期間

令和4年9月2日（金）午前9時00分から

令和4年9月7日（水）午後16時00分まで

提出後、エの提出先まで電話で到達確認を行ってください。

#### エ 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 農林部森づくり課 森林活動支援担当

電話 048-830-4301、4310（直通）

E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp

#### オ その他

(ア) 提出期限後は申請書を受け付けません。

(イ) 提出期限後の提出書類の追加、再提出、差替え、内容変更は原則として認めません。

(ウ) 申請に当たっての質問、照会等は、指定の方法に従ってください。

現指定管理者への電話や執務室等の訪問は御遠慮ください。

(エ) 申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。

### (3) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

#### ア 日時及び場所

開催日時 令和4年7月26日（火）午前10時30分開始

集合場所 森林科学館

（開始時刻の5分前までに集合してください。）

#### イ 申込み

現地見学会の参加希望者は、**令和4年7月21日(木)正午**までに参加申込書(別紙様式6-1)を森づくり課あてに電子メールで御提出ください。参加人数は1団体2名以内とします。

[申込先メールアドレス] a4300-13@pref.saitama.lg.jp

#### ウ その他

申請をしようとする法人等は現地を御覧になることをお勧めします。ただし、利用時間外、管理用施設、立入禁止区域、使用許可が必要な施設は御覧になれません。御了承ください。

なお、その際、現地職員への指定管理業務や公募申請に関する質問は御遠慮ください。御質問は、下記の「(4)質問事項の受付」に従って行ってくださるようお願いいたします。

### (4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

#### ア 受付期間

令和4年8月15日(月)午前9時から8月22日(月)午後16時まで

#### イ 受付方法

質問票(別紙様式6-2)に質問内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールで提出してください。電話、ファックス等では受け付けません。

[提出先メールアドレス] a4300-13@pref.saitama.lg.jp

#### ウ 回答方法

質問及び回答は、森づくり課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/04shiteikanriboshyu.html>)で公表します。(質問者名は明示いたしません。)

なお、質問内容によっては回答までに一定期間を要する場合や、質問内容を要約して掲載する場合がありますので、御了承ください。

※ 現地説明会において出された質問及び回答についても、併せて公表します。

### (5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

### (6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

## (7) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報を除く）。

## (8) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

# 5 指定管理者の指定等

## (1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行い、(2)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、令和4年9月中旬までにすべての申請者（グループ申請者の場合は代表者のみ）に文書で連絡します。

二次審査は、令和4年10月上旬に一次審査を通過した申請について、プレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。プレゼンテーションは、提出された書類に基づき行うものとします。なお、パソコン等の機材の使用を希望する場合は、事前の申し出が必要です。

二次審査の結果は、令和4年10月下旬にすべての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、二次審査において次点となった者を新たに指定管理者候補者とします。

## (2) 選定に当たっての審査基準

- ア 県の林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであること。
- イ 県民の平等な森林科学館の利用を確保することができること。
- ウ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に森林科学館の運営を行うことができること。
- エ 森林科学館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- オ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- カ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

### (3) 主な審査のポイント

- ア 応募資格に適合しているか。
- イ 県の林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであるか。
- ウ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- エ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- オ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- カ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- キ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ク 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ケ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- コ 救命講習受講者等が指定管理業務に関与するなど、利用者の安全に配慮した体制となっているか。
- サ 事業計画は、森林科学館又は彩の国ふれあいの森の特徴を踏まえた内容となっているか。
- シ 森林・林業の学習に資する提案はあるか。
- ス 隣接施設と連携した利用者増に向けた計画が提案されているか。
- セ 指定管理業務と類似した業務の実施経験があるか。

### (4) 選定に当たっての審査方法等

審査は、審査基準に基づき、一次審査及び二次審査とします。二次審査については、埼玉県農林部が設置する選定委員会が行います。

選定委員会の委員は過半数を外部有識者とし、その他農林部副部長等を加えて構成されます。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

### (5) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、埼玉県議会の議決を経て、文書で埼玉県知事が指定します。なお、指定後速やかに、埼玉県報にて告示します。

### (6) 審査結果の公表

指定管理者の指定後に、指定管理者の名称、各選定委員の職・氏名、審査項目ごとの配点及び各応募者の得点、提案の概要、選定委員の主な意見を県ホームページで公表します。

### (7) 申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後に、ホームページの公開情報以外に、申請者が希望する場合は、その申請者自らの応募分について審査情報を提供します。

## 6 指定管理者指定後の手続

### (1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

### (2) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は県と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、県（前管理者）から事務を引き継ぎ、準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

また、利用料金は、利用者が施設を利用した日の管理者に帰属しますので、管理者が交代する日の前後に納付された利用料金は、利用日を基準に整理し、前管理者と新管理者との間で清算することとします。

### (3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 7 スケジュール

月 日	内 容
7月21日	現地説明会申込締め切り
7月26日	現地説明会
8月15日～8月22日	質問事項の受付期間
8月29日～9月 2日	申請書類送付用URL送付依頼受付期間
9月 2日～9月 7日	申請書の受付期間
9月中旬 (予定)	一次審査（書類審査）
9月中旬 (予定)	一次審査結果通知
10月上旬 (予定)	二次審査（プレゼンテーション）
10月下旬 (予定)	二次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
12月下旬 (予定)	指定管理者の議決（県議会12月定例会）
1月上旬 (予定)	指定管理者の指定（告示）
3月下旬 (予定)	協定の締結

## 8 問合せ先

埼玉県農林部森づくり課森林活動支援担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話：048-830-4301・4310

電子メール：a4300-13@pref.saitama.lg.jp

資料 1



シジメウカラ



オリーブハキ



アカヤシオ



コゲラ



アズマシマツナグ

位置図

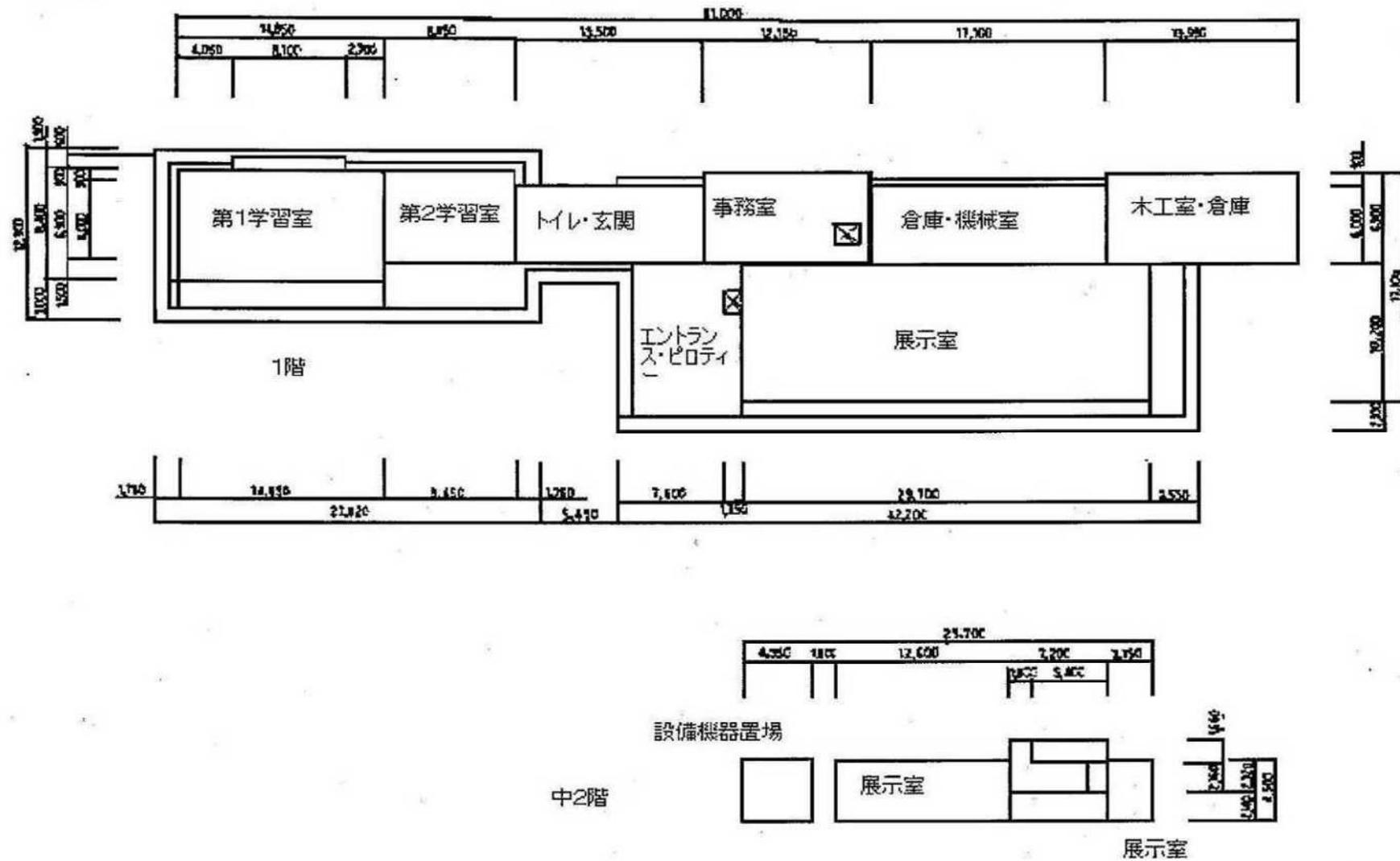


彩の国ふれあいの森は、原生林や自然景観に恵まれた中津川  
県有林を活用し、皆様が自然とふれあいながら森林や林業に  
ついての理解を深めていただく場として整備されました。

七つの森ゾーン

- **原生の森**  
大山沢渓流せいに、イヌブナやシオジなどの原生林が見られます。また、尾根すじには、コメツガ・ウラジロモミなどの針葉樹類が出現し、生態観察の場としても貴重な地区となっています（拠点地区-サルイチから約8km）。
- **学習の森**  
イヌブナやシオジなどの原生林が見られ、大山沢渓流の美しさが特徴的です（拠点地区-サルイチから約1km）。
- **くらしの森**  
拠点地区の正面に広がる森で、古くから地元の方々に活用され、生活のおいが感じられます。炭焼き窯が設置されています。
- **野鳥の森**  
人工林、広葉樹二次林、イヌブナ・シオジなどの天然林がモザイク状に分布しており、たくさんの野鳥を観察することができます（拠点地区-サルイチから約3km）。
- **体験の森**  
人工林とミズナラなどの二次林で構成されている森で、林業を肌で感じることができます（拠点地区-サルイチから約2km）。
- **鉱山の森**  
古くから鉱山として利用されていたため、鉱山と森林の関係がわかります（拠点地区-サルイチから約8km）。
- **生産の森**  
木材を生産するために森林施業をおこなっている森で、人工林の美しさが見られます（拠点地区-サルイチからそれぞれ約7km）。

資料 1-2





緑枠：管理対象遊歩道

線の通行制限  
：り翌年4月末日まで。  
翌朝午前8時まで。  
雨等により通行が危険  
し、カーブは徐行する。

② 学習の森遊歩道(廃止区間)

赤枠：令和5年度以降廃止遊歩道

## 資料2

## 森林科学館の利用状況

## 1 来園者数

(単位：人)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
来園者数	72,981	77,667	43,734	14,355	14,562

## 2 体験教室等の開催と参加人数の実績

(単位：件、人)

令和元年度イベント等の名称	計画回数	実施回数	参加人数
森とふれあう（森林トレッキング・登山等）	10	6	40
木とふれあう（木工工作）	—	60	466
木とふれあう（木鉢作り等の体験）	10	15	87
中津川の暮らしとふれあう（中津いもの栽培体験等）	10	8	66
森の仕事とふれあう（鉱山めぐり、林業体験）	5	2	20
地域との連携（ふれあい祭り・写真展）	3	3	2,451
合計	38	94	3,130

令和2年度イベント等の名称	計画回数	実施回数	参加人数
森とふれあう（森林トレッキング・登山等）	10	4	17
木とふれあう（木工工作）	—	42	241
木とふれあう（木鉢作り等の体験）	12	9	42
中津川の暮らしとふれあう（中津いもの栽培体験等）	11	5	43
森の仕事とふれあう（鉱山めぐり、林業体験）	5	4	19
地域との連携（ふれあい祭り・写真展）	4	1 (写真展のみ)	1
合計	42	65	363

令和3年度イベント等の名称	計画回数	実施回数	参加人数
森とふれあう（森林トレッキング・登山等）	11	4	15
木とふれあう（木工工作）	—	58	388
木とふれあう（木鉢作り等の体験）	14	3	6
中津川の暮らしとふれあう（中津いもの栽培体験等）	10	3	28
森の仕事とふれあう（鉱山めぐり、林業体験）	5	2	12
地域との連携（ふれあい祭り・写真展）	5	2	9
合計	45	72	458

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止及び台風被害・雨天により中止となったイベントがあります。

## 資料3

# 指定管理業務に関する仕様書

## 1 目的

乙が、指定管理者として行う以下の埼玉県森林科学館指定管理業務については、下記のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたっては、関係法令、条例、規則及び協定書（案）に定めたことを遵守し実施するほか、乙が埼玉県森林科学館の指定管理者候補者の公募の際に提出し、審査を受けた事業計画書の内容を活かした業務を行うこと。

また、指定管理業務の対象となる土地、建物、工作物等については、募集要項2（4）ア、イに記載の施設・設備及びその付属物とする。

## 2 管理運営の基本事項

### （1）開園期間等

ア 開園時間 午前9時から午後5時まで

イ 休業期間 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

※ 森林科学館の管理上必要があるときは、県の承認を得て、臨時に休業日を定め、その一部の利用を禁止し、又は開園時間を変更することができる。

### （2）責任者等の配置

森林科学館の管理運営を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を県に報告すること。また、これを変更したときも同様とする。

## 3 業務の内容

### （1）森林及び林業、全国植樹祭等に関連する資料の展示に関する業務

ア 森林が有する公益的機能や林業の状況について資料の企画・展示を行うこと。

イ 森林・林業に対する県の取組及び全国植樹祭等についての資料の企画・展示を行うこと。

ウ 利用者からの森林・林業に関する質問には、適切に回答及び対応すること。

### （2）広報・宣伝に関する業務

分かりやすいホームページやSNS等の情報発信ツールを活用して、広報・宣伝活動に努め、利用者の拡大及び利便性の向上を図ること。

### （3）森林や林業についての学習に関する業務

ア 森林科学館の施設、彩の国ふれあいの森の自然及び中津川地域の伝統文化等を活用し、利用者が森林・林業について理解を深めることができるような体験学習や、イベントなどを企画・運営すること。なお、実施にあたっては、隣接施設との連携など、彩の国ふれあいの森の拠点施設として、県民の利用促進を図ること。

イ 全国植樹祭に関連する企画・イベントなどを県と協力して企画・運営すること。

#### (4) 展示室・木工工作室及び学習室並びに附属設備の利用に関する業務

ア 木工工作室及び学習室の利用申込に対して、埼玉県森林科学館管理規則で定める申請書を提出させ、内容を審査の上、利用許可書を交付すること。

イ 上記の申請を受け、利用許可書を交付した後に、利用者から変更の申請があった場合には、利用変更許可申請書を提出させ、内容を審査の上、利用変更許可書を交付すること。

ウ 利用許可の変更ができる期間については、指定管理者において県民等の利便性を考慮し、別に定めること。

エ 申請の受付については、県民等の利便性、受付の効率化を考慮し、その方法を別に定めることができる。

オ 受付時間、申請が重複した場合の決定方法など、木工工作室及び学習室の利用に関することについては、別に定めること。

カ 森林科学館の施設並びに附属設備の利用促進に向けたPRを積極的に行うこと。

#### (5) 森林科学館の利用に係る料金を収受する業務

ア 施設等の利用に係る利用料金については、原則として利用許可書を交付する際に収受することとする。ただし、県民等の利便性を考慮して、甲の承認を得た上、別の方法も定めることができる。

イ 乙が収受した利用料金は、条例第21条各号に該当する場合以外は、返還しない。

#### (6) 森林科学館の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

利用者が安全かつ快適に森林科学館を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。

隣接施設と共同で利用している設備（受水槽、下水処理施設、電気設備、消防設備等）の保守点検等及び公共料金については、隣接施設の管理者等と費用負担に係る協定を締結し、当該協定に基づき発注・支払い等の業務を行うとともに、隣接施設の管理者等に費用負担額を請求すること。

※ 施設・設備の維持管理に係る仕様については、別添1を参考にしてください。

#### (7) 彩の国ふれあいの森の遊歩道とそれに付随する主な施設に関する業務

ア 巡視・点検・軽微な修繕を行うこと。

イ 情報の収集を図り、利用者に適切な情報提供をすること。

ウ 異常がある場合、速やかに県に報告すること。

エ 急病人の発生など緊急事態が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡を取るなど、適切な対応をすること。

※ 施設・設備の維持管理に係る仕様については、別添1を参考にしてください。

#### (8) その他甲が必要と認める業務

その他指定管理業務として行うべき業務については、甲乙協議の上、その都度決

めていくこととする。

#### 4 事業計画書等の作成、提出

##### (1) 事業計画書の提出

指定期間の各年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画を作成し、各年度の前の年度の11月末日までにその事業計画書を県に提出すること。

なお、令和5年度の事業計画書については、指定管理者候補者に選定された後、速やかに、県に提出するものとする。

- ア 施設の基本的な運営方針
- イ 事業計画及び施設の利用見込み
- ウ 当該年度の収支予算案
- エ 管理執行体制
- オ その他県が必要と認める事項

##### (2) 定期報告

ア 利用状況報告書を作成し、毎月10日までに、前月の状況を県に報告すること。

(別添2)

イ 施設の状況を日誌等に記録すること。(別添3)

##### (3) 事業報告書の提出

年度終了後30日以内に県に事業報告書を提出すること。

##### (4) 自己評価制度

森林科学館の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施し、その報告書を県に提出すること。

別添 1

施設・設備の維持管理に係る仕様

1 供用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
森林科学館	展示物・パネル・木工機械の巡視点検	毎日
	館内清掃	週 2～4 回
	軽微な修繕	適宜
	植栽木・芝生の維持管理	適宜
遊歩道	巡視点検	1 - 2 のとおり
	軽微な修繕	適宜
展望小屋・東屋	巡視点検・清掃	随時
	軽微な修繕	適宜
管理道	巡視点検・清掃	随時
	刈り払い・側溝清掃等	適宜
屋外トイレ (拠点地区)	巡視点検	毎日
	清掃	週 1 回
	軽微な修繕	適宜
林間広場	巡視点検	週 1 回
	刈払・軽微な修繕	適宜
作業小屋 (トイレ含む)	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な修繕	適宜
	屎尿汲み取り	年 1 回
吊橋、駐車場 屋外照明、ベンチ	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な修繕	適宜

※ 修繕、補修については、資料 4 「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じて実施するものとする。

※ 森林科学館について、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく建築物等の定期点検を行うこと。

## 1-2 遊歩道巡視点検の実施回数等

ゾーン（コース）		通常点検	詳細点検	臨時点検
		点検区間	点検区間	点検区間
		実施回数	実施回数	実施回数
くらしの森		全区間	—	全区間
		月1回	—	必要に応じて
学習の森	勘兵衛の滝コース	全区間	全区間	全区間
		年4回	年2回	必要に応じて
	展望台コース	全区間	—	—
		年4回	—	—
体験の森		起点～法印ノ滝	全区間	起点～法印ノ滝
		年4回	年4回	必要に応じて

※点検別の「点検区間」及び「実施回数」については、ゾーン（コース）別に利用頻度等に応じて設定。

※「臨時点検」の「実施回数」については、異常気象の後など災害等の恐れがある場合に必要に応じて実施する。

## 2 管理用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
給水設備 受水槽	設備の正常運転に必要な維持管理	受水槽清掃：年1回 水質検査：年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
浄化槽 合併処理浄化槽 40t/日	設備の正常運転に必要な維持管理	保守点検：年26回
	浄化槽法に基づく清掃、水質検査	清掃点検：年1回 水質検査：年6回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
電気施設 ①需要設備 設備容量175kVA 受電電圧6600V ②非常用予備発電装置 定格容量50kVA 定格電圧200V	電気事業法に基づく施設の点検	月次点検：月1回 年次点検：年1回
	日常巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
消防設備 ①自動火災報知設備 ②誘導灯設備 ③消火器 ④屋内消火栓設備	機能点検	年1回
	総合点検	年1回
照明設備	巡視点検	随時
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
非常用放送設備	機能点検	年1回
	総合動作試験	年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
昇降機 (リフト)	機能点検	保守点検：年2回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
空調設備	機能点検	保守点検：年2回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜

※ 修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じて実施するものとする。

別添 2

森林科学館 利用状況報告書（令和 年 月分）

1 施設の利用状況について

(1) 今月の利用者数

当月利用者数（前年度当月）	当年度利用者数（前年度当月）	利用者数累計
人（ 人）	人（ 人）	人

(2) イベント等の開催及び参加者数

日（曜日）	イベント等の名称（主催者）	参加者数
		人
計		

(3) 施設の利用状況

施設名	当月		当年度累計			
	収入	件数	利用者数	収入	件数	利用者数
第一学習室	円	人		円	人	
第二学習室	円	人		円	人	
木工工作室	円	人		円	人	
合計	円	人		円	人	

(4) 利用者からの意見・要望など

--

## 2 施設等の管理について

(1) 建物、機械設備等の保守・維持・管理に関する状況

①異常あり	②異常なし
異常の内容	対 策
(今月新規の報告事項)	
(前月報告事項の経過)	

(2) 森林施設、植栽木等の維持管理状況

エリア	維持管理の内容
展示室 学習室 木工工作室 吊橋 各広場 駐車場 遊歩道	

## 3 施設の利用計画・利用促進に関する状況

--

## 4 その他必要な事項

--

(なお、記載内容を満たしていれば、この様式によらなくても可とする)



資料 4

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、 鉄骨部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等	いわゆる 「模様替え」等			○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額50万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙（指定管理者）が実施し、それ以外は甲（県）が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

## 資料5

## 森林科学館における年度別月別利用料金収入

(単位:円)

月	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	収入金額	件数	収入金額	件数	収入金額
4							
5							
6							
7		3	16,200				
8		2	4,400				
9		1	2,600				
10				1	900	1	1,800
11							
12							
1						1	1,400
2							
3							
計		6	23,200	1	900	2	3,200

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用を中止していた期間があります。

## 埼玉県森林科学館の利用料金の上限額

(単位:円)

施設の名称	区分	現行料金	上限額
木工工作室 63m <sup>2</sup>	午前	1,400	1,770
	午後	1,800	2,360
	1日	3,200	4,120
第1学習室 125m <sup>2</sup>	午前	1,900	2,460
	午後	2,600	3,280
	1日	4,500	5,740
第2学習室 47m <sup>2</sup>	午前	700	880
	午後	900	1,180
	1日	1,600	2,050

## 資料6

## 施設管理の収支決算額

(単位:千円)

項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
収 入	県委託料	21,576	21,576	21,576
	施設利用収入	24	1	3
	その他収入	1,830	2,055	2,022
	収入合計	23,430	23,632	23,601
支 出	人件費	16,368	15,840	14,618
	事業費	6,876	7,450	8,516
	支出合計	23,244	23,290	23,134
収支差額		186	342	467

## 隣接施設との費用負担について(資料7を参照してください)

隣接施設と共同で利用している設備(受水槽、下水処理施設、電気設備、消防設備等)の保守点検等及び公共料金については、隣接施設の管理者等と費用負担に係る協定を締結してください。

## 資料7

## 森林科学館 費用負担額

令和元年度

(単位：円)

区分	指定管理者	秩父市	合計
電気料相当額	1,042,023	1,285,245	2,327,268
水道料相当額	77,086	348,381	425,467
浄化槽維持管理費相当額	61,058	375,072	436,130
自家用電気工作物保安管理費相当額	101,239	123,737	224,976
受水槽保守点検費相当額	13,090	80,410	93,500
非常用放送設備保守点検費相当額	71,722	59,732	131,454
消防用設備保守点検費相当額	98,140	163,600	261,740
浄化槽汚泥清掃作業手数料	14,630	89,870	104,500
簡易水道検査手数料	2,633	16,177	18,810
昇降機保守点検業務	97,664	0	97,664
自動扉開閉装置保守点検業務	43,600	0	43,600
合計	1,622,885	2,542,224	4,165,109

令和2年度

(単位：円)

区分	指定管理者	秩父市	合計
電気料相当額	908,672	1,055,633	1,964,305
水道料相当額	131,310	376,010	507,320
浄化槽維持管理費相当額	79,200	360,800	440,000
自家用電気工作物保安管理費相当額	104,438	122,602	227,040
受水槽保守点検費相当額	16,830	76,670	93,500
非常用放送設備保守点検費相当額	72,380	60,280	132,660
消防用設備保守点検費相当額	99,000	165,000	264,000
浄化槽汚泥清掃作業手数料	18,810	85,690	104,500
簡易水道検査手数料	3,386	15,424	18,810
昇降機保守点検業務	98,560	0	98,560
自動扉開閉装置保守点検業務	44,000	0	44,000
合計	1,576,586	2,318,109	3,894,695

令和3年度

(単位：円)

区分	指定管理者	秩父市	合計
電気料相当額	1,030,374	1,266,403	2,296,777
水道料相当額	204,296	469,564	673,860
浄化槽維持管理費相当額	101,200	338,800	440,000
自家用電気工作物保安管理費相当額	106,709	120,331	227,040
受水槽保守点検費相当額	21,505	71,995	93,500
非常用放送設備保守点検費相当額	72,380	60,280	132,660
消防用設備保守点検費相当額	99,000	151,800	250,800
浄化槽汚泥清掃作業手数料	24,035	80,465	104,500
簡易水道検査手数料	4,326	14,484	18,810
昇降機保守点検業務	98,560	0	98,560
自動扉開閉装置保守点検業務	44,000	0	44,000
合計	1,806,385	2,574,122	4,380,507

## 資料 8

### 埼玉県森林科学館の管理に関する基本協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第 号による指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、埼玉県森林科学館条例（以下「条例」という。）第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり協定を締結する。

#### （指定管理業務）

第 1 条 甲は、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 森林及び林業、全国植樹祭等に関連する資料の展示に関する業務
- (2) 広報・宣伝に関する業務
- (3) 森林や林業についての学習に関する業務
- (4) 展示室・木工工作室及び学習室並びに附属設備の利用に関する業務
- (5) 森林科学館の利用に係る料金を収受する業務
- (6) 森林科学館の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務
- (7) 彩の国ふれあいの森の遊歩道とそれに付随する主な施設に関する業務
- (8) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、資料 3 「指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

#### （善管注意義務）

第 2 条 乙は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、森林科学館を常に良好な状態に管理する義務を負う。

#### （委託料）

第 3 条 甲は、甲と乙が毎年度予算の範囲内において別に締結する年度協定に基づき、指定管理業務に対する委託料を、乙に支払うものとする。

#### （利用料金）

第 4 条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免制度を設けるものとする。

4 乙は、利用料金の納期限を設定又は変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

#### （管理の基準）

第 5 条 乙が行う森林科学館の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時に森林科学館の休業日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) 森林科学館を利用することができる時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (3) 休業日及び利用することができる時間は、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 森林科学館の施設等を引き続いて利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (5) 利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、条例第 4 条及び第 8 条並びに次条の規定により行うこと。

- (6) 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。
- (7) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 施設及び設備は、定期的保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (9) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (10) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (11) 施設又は施設利用者に災害、事故その他不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (12) 建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕に当たっては、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (13) 自動販売機及び公衆電話等の設置に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用についての許可を受けること。
- (14) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (15) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (16) 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること。
- (17) 指定管理業務に係る会計書類は、甲の各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (18) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第23条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (19) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項  
（利用に関する許可の基準等）

第6条 乙は、利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上支障があるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを当該申請の提出先とされている事務所（以下この条において「事務所」という。）に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

3 乙は、利用に係る申請が事務所に到達してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

4 乙は、条例第8条及び条例第19条第2項の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これを事務所に備付

けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならない。

5 乙は、前項の不利益処分をするときは、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、行政手続条例第13条第1項第1号の聴聞を実施するときは、埼玉県聴聞規則（平成6年埼玉県規則第76号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。

6 乙は、行政手続条例第35条の3の規定に基づく申出書の提出を受けたとき、申出に基づき必要な調査を行ったとき及び調査の結果に基づき処分を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

7 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴することを拒んではならないものとする。

（総括責任者の配置）

第7条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

（利益供与に関する指導）

第8条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、森林科学館の利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

（事業計画等）

第9条 乙は、令和5年度から令和9年度までの各年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の11月末日までにその計画書を甲に提出するものとする。また、乙は、指定管理業務開始年度の年度別事業計画書を作成し、速やかにその計画書を甲に提出するものとする。

- (1) 施設の基本的な運営方針
- (2) 事業計画（自主事業の実施計画を含む。）及び施設の利用見込み
- (3) 当該年度の収支予算案
- (4) 管理執行体制
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画を変更することができない。

（定期報告）

第10条 乙は、森林科学館の利用状況について、毎月10日までに、前月の状況を甲に報告するものとする。

（事業報告書）

第11条 乙は、法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、30日以内に事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、年度の中途において条例第16条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(自己評価制度)

第12条 乙は、森林科学館の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を前条第1項の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第13条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対して、当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(公の施設の管理目標の達成等)

第14条 乙は、甲、乙協議の上甲が設定する公の施設の管理目標を達成するよう努めなければならない。

2 甲は、前項に規定する管理目標の達成状況を確認し、乙に対して必要な指示をすることができる。

(納税証明書の提出等)

第15条 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3月以内に、法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する納税証明書を確認し、必要があると認める場合には、乙に対して、乙の経営状況に関し必要な報告を求めることができる。

(モニタリングの実施)

第16条 甲は、この協定に定めるもののほか、乙の実施する指定管理業務その他森林科学館における良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期に又は必要に応じて臨時にモニタリングを自ら実施し、又は乙に実施を指示することができる。

2 甲は、前項のモニタリングの結果、森林科学館における良好な管理及びサービスの質を維持するため必要があると認める場合には、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(地位の承継等の禁止)

第17条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第18条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第2項の規定により当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき事由を全て乙の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。

(譲渡等の禁止)

第19条 乙は、森林科学館の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(通称の使用)

第20条 乙は、森林科学館に通称を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(文書の管理・保存)

第21条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等については、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は指定管理業務の執行以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

2 乙は、第18条第2項の規定に基づき、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項の規定の例による義務を負わせなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

(情報公開)

第24条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものについては、乙が定める情報公開規程等により開示するものとする。

2 乙は、前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更しようとするときも、同様とする。

(県内中小企業者への配慮)

第25条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。

- (1) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 物品の調達等に当たっては、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

(環境への配慮)

第26条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(障害者雇用等への配慮)

第27条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり障害者の雇用等に最大限の配慮を行うものとする。

- (1) 県内に在住する障害者の雇用拡大に努めること。

- (2) 物品の調達等に当たっては、県内障害者就労施設等からの調達に努めること。  
(施設、設備及び物品の使用)

第28条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する森林科学館の施設、設備及び物品を使用することができる。

(備品の取扱い)

第29条 乙が指定管理業務を行うに当たり、甲が支払う委託料を充て埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第170条第1項第1号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する備品を購入するときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

(施設の現状変更の実施区分等)

第30条 第5条第12号に規定する現状変更を行おうとする場合の実施区分は、別紙1のとおりとする。

- 2 乙は、第5条第12号の規定に基づき施設の現状変更を行った場合は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲の立会いによる確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲が必要と認めるときは、当該施設の現状変更を使用した設計図、施工図その他の書面を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、第2項の確認において、当該施設の現状変更の不備があると認めるときは、その改善を指示することができる。

(火災保険契約等)

第31条 甲は、甲の所有に属する施設について、火災保険契約(火災、落雷、破裂、爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。)を締結するものとする。

- 2 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別紙2に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(天災等による供用の休止等)

第32条 甲は、天災その他やむを得ない事由により森林科学館の施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設等の全部又は一部の供用を休止させることができる。

- 2 乙は、予期することができない事由により森林科学館の施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得た上、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。
- 3 前2項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(第三者の損害の負担)

第33条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 乙は、乙が行う森林科学館の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

る。

- 4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第34条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第35条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が第10条、第11条第1項、第12条又は第15条第1項の規定による報告書又は納税証明書を提出せず、第13条又は第15条第2項の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が第16条第2項又は前条第2項の規定による改善等を期間内にすることができなかつたとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等

エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

カ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団

の構成員等」という。)の統制の下にある法人等

キ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体(法人にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人等

- (6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないとき。

(委託料の返還)

第37条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(損害賠償等)

第38条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、条例第16条第1項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第39条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、森林科学館の施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、条例第17条第2項の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第40条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として森林科学館の管理を行わなくなったとき、又は条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、森林科学館の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他その業務を引継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。
- 3 第1項に規定する引継ぎにおいて、指定管理者の指定の期間が満了する日又は指定管理者の指定を取り消された日(以下「基準日」という。)の翌日以降の利用に係る利用料金は後任の指定管理者等の収入とし、基準日以前の利用に係る利用料金は乙の収入とする。
- 4 乙は、第4条第1項の規定に関わらず、前項の規定により利用料金収入を後任の指定管理者等と清算しなければならない。

(協定の改定)

第41条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

(年度協定)

第42条 この協定に定めるものの他、各年度ごとに定めることが必要な事項については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

(信義則)

第43条 甲と乙は信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第44条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(定めのない事項等)

第45条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙

## 文書管理上の留意事項

### (基本的事項)

第 1 乙は、指定管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

### (文書等の管理基準等)

第 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

### (文書等の保存期間)

第 3 乙は、埼玉県文書管理規則第 8 条及び当該文書等の利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、当該文書等の保存期間を定めるものとする。

### (文書等の廃棄)

第 4 乙は、当該文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定するものとする。この場合において、乙は、破碎、熔解、焼却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

### (文書等の引継ぎ)

第 5 乙は、指定期間が終了したときは、速やかに、当該文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

### 個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（利用目的の特定）

第 1 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第 2 乙は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（適正な取得）

第 3 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第 4 乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、その取り扱う個人情報を過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第 5 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなどの措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲、乙協議の上定める期間、方法、内容等で乙が取り扱う個人情報の取扱状況を書面により甲に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

5 甲は、乙に対し、前 2 項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

6 本協定書第 18 条第 2 項に定めるところにより、乙が指定管理業務の一部（個人情報の取扱いを含む場合に限る。）を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は、この協定及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従事者の監督）

第 6 乙は、指定管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号。以下「条例」という。）第 9 条、第 10 条、第 66 条及び第 67 条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、そ

の写しを提出しなければならない。

- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第5第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

- 第8 乙は、第7に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

- 第9 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の引渡し等)

- 第10 乙は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等を速やかに甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、その取り扱う個人情報が記録された資料等を廃棄することができる。

(安全確保上の問題への対応)

- 第11 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(苦情処理)

- 第12 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用等)

- 第13 乙は、条例第2条第6項の個人情報ファイル（条例第13条第2項第1号から第11号に掲げる個人情報ファイルを除く。）を作成するときは、あらかじめ、甲に対し、条例第13条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 乙は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その取扱いをやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知しなければならない。

(注意)

令和3年改正個人情報保護法の令和5年4月1日からの施行等を踏まえ、協定締結までに記載内容を見直しますが、基本的には根拠法令が埼玉県個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に変更されるのみで、具体的な個人情報の取扱いに変更はありません。

(別記様式)

## 誓 約 書

私は、森林科学館の指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、森林科学館の指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、森林科学館の指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

### 記

説明した者      ○○○（施設の名称） 指定管理者○○○○（指定管理者の名称）  
                    ○○○（指定管理業務に関する総括責任者の役職名） ○○○○（氏名）

令和      年      月      日

所属・職名  
氏 名

別紙 1（基本協定第30条関係）

## 施設の現状変更の実施区分等

### 【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、 鉄骨部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満 の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等	いわゆる 「模様替え」等			○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
<p><b>基本的考え方</b></p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額50万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙（指定管理者）が実施し、それ以外は甲（県）が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

### 【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

## 別紙2（基本協定第31条第2項関係）

### 乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、以下の内容を満たす保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

- 賠償責任保険  
保険契約者－乙  
被保険者－乙  
保険の対象－森林科学館の施設内における事故等に対する賠償責任  
保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする  
補償額－対人：1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上  
          対物：1事故あたり3千万円以上  
免責金額－なし
  
- 傷害保険  
保険契約者－乙  
被保険者－乙  
保険の対象－体験活動参加者に対しての傷害保険  
保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする  
補償額－死亡・後遺障害：1名あたり1千万円以上  
          入院：1名1日あたり1万円以上  
          通院：1名1日あたり5千円以上

## 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、埼玉県の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めべき肩書を付した役員（専務取締役以上）、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所を代表する者で、(1)以外の者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者の一般従業員で、(1)、(2)以外の者をいう。
- (4) 共同企業体 複数企業が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。

2 前項(1)から(3)までの地位は、措置要件に該当する行為を行った時点の肩書とする。

### (入札参加停止)

第3条 知事は、有資格業者、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体の行為が別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当した場合は、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 知事は、県が発注する契約において、別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者の使用人等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、有資格業者の使用人等が代表役員等又は一般役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。

3 県が発注する契約に関し、別表第2第5号の措置要件に該当し、入札参加停止の措置を受けた有資格業者の使用人等が、当該入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、この要綱の適用について当初から同表第2第4号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。

### (下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

第4条 知事は、有資格業者（元請負人）に対し、入札参加停止の措置を行う場合にお

いて、当該措置の原因である事案について責めを負うべき下請負人（有資格業者）が明らかになった場合は、当該下請負人に対し、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

- 2 知事は、共同企業体が別表各号に該当する行為を行った場合は、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）に対し、当該共同企業体の行為に該当する別表各号の措置期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。
- 3 知事は、前条又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該構成員に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第5条 有資格業者が一つの事案により別表各号の措置要件に複数該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものとする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当初の2倍（当該2倍の期間が36月を超える場合は36月）の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たない場合は、1.5倍の期間とする。

一 別表第2の第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加停止期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、別表第2の第1号から第4号のいずれかに該当することとなった場合。

二 前号に掲げる場合のほか、別表各号（別表第2の第5号を除く。）の措置要件に係る入札参加停止期間中又は当該期間満了後2年を経過するまでの間に、別表各号（別表第2の第5号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合。

三 「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」の別表第1各号の措置要件に係る入札参加除外期間中又は当該期間満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の各号（第5号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合。

- 3 知事は、入札参加停止の措置に関して、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表各号に規定する期間を2分の1又は2倍にすることで入札参加停止の期間を変更することができる。
- 4 知事は、入札参加停止の期間を満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、前項の規定を準用した入札参加停止の期間から、当初の入札参加停止の期間を差し引いた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 5 知事は、入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格業者について入札参加停止の措置を解除するものとする。

（期間の加算）

第6条 知事は、第3条から第5条までのいずれかに該当し、かつ、別表第3の区分に応じた加算事由に該当する場合は、第3条から第5条までのいずれかに規定する入札参加停止の期間に、同表の加算期間を加算するものとする（ただし、加算した後

の期間が36月を超える場合は36月とする。)

(入札参加停止の通知)

第7条 知事は、入札参加停止の措置を行った場合は「様式第1号」、入札参加停止期間の変更を行った場合は「様式第2号」、入札参加停止の解除を行った場合は「様式第3号」により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める場合は、通知を省略することができる。

2 知事は、県の発注した契約に関する入札参加停止の通知をする場合で、必要があると認める場合は、当該有資格業者に対し、改善措置の報告を徴することができる。

(指名の取消)

第8条 発注機関の長は、入札参加停止の措置を受けた有資格業者を指名競争入札において、現に指名している場合は、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の制限)

第9条 発注機関の長は、入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第10条 発注機関の長は、契約について、入札参加停止期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(警告)

第11条 知事は、別表第4の各号のいずれかに該当する場合は、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(報告)

第12条 知事は、第3条第2項の措置を行おうとする場合で必要があると認める場合は、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第4号により報告させることができる。

(入札参加停止の公表)

第13条 知事は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により入札参加停止の措置を行った場合は、当該有資格業者名等について公表するものとする。また、第5条第5項の規定により入札参加停止の措置を解除した場合は、速やかに公表を取りやめるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に措置された案件については、なお、従前の例による。

別表第1（第3条関係）

埼玉県内において起こした事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間	特記
虚偽記載	1 県の発注する契約（以下「県契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 2月	
粗雑工事	2 県契約の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑（軽微は除く）にしたと認められる場合。	当該認定をした日から 2月	
	3 県内における建設工事等で県契約以外のもの（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められ、かつ県以外の行政機関による停止措置がなされた場合。	当該認定をした日から 1月	
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、県契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 2月	
公衆損害事故	5 県契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故3月 ・それ以外2月	
	6 県内における契約で県契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故2月 ・それ以外1月	事故が重大な場合とは、有資格業者の使用人等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
関係者事故	7 県契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故2月 ・それ以外1月	
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故1月 ・それ以外2週間	事故が重大な場合とは、有資格業者の使用人等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間	特記
贈賄	1 次のア、イ、ウに掲げる者が県の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から  6月 5月 4月	
	2 次のア、イ、ウに掲げる者が県の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から  5月 4月 3月	「他の公共機関の職員」とは ①刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員。 ②特別法で、公務員とみなされる者。 ③特別法で収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人。
独禁法違反	3 次の場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。 ア 県契約又は県内におけるもの イ 上記以外での業務	当該認定をした日から  12月 4月	・排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発、有資格業者の使用人等の逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ・公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者として公表された場合（排除措置されていない場合及び刑事告訴されていない場合に限る。）は、措置を2分の1とする。
競売入札妨害・談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ア 県契約又は県内におけるもの イ 上記以外での業務	当該認定をした日から  12月 4月	
	5 県契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により、県が刑事告発を行った場合。	当該認定をした日から 12月	

区分	措置要件	期間	特記
建設業法違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。 ア 県契約 イ 上記以外での場合	当該認定をした日から  3月 1月	・監督処分がなされた場合（知事が軽微なものと判断した場合を除く。）。 ・代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
不正又は不誠実行為	7 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 1月	・代表役員などが業務に関する法令違反で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
	8 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 1月	
報告義務違反	9 県発注の契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 2週間	・報告とは、埼玉県暴力団排除条例第9条又は「公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアル」に規定する報告をいう。
度重なる警告	10 3年間に2回、別表第4の各号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。 ア 別表第4第2号に該当する行為が含まれる場合 イ 上記以外の場合	当該認定をした日から 2月 1月	

別表第3（第6条関係）

措置期間の加算

区分	加算事由			加算期間
粗雑工事	県契約に関し、 ① 低入札価格調査を行った工事の場合 ② 故意に粗雑な工事を行った場合			1月
契約違反	県契約に関し、 ① 正当な理由なく契約を履行しなかった場合 ② 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合 ③ 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求した場合			1月
独占禁止法	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	県契約又は県内におけるもの	4月
			上記以外での業務	2月
		一般役員等である場合	県契約又は県内におけるもの	2月
			上記以外での業務	1月
	② 中心的役割・受注調整を行っていた場合			2月
	③ 組織的・継続的に行っていた場合			2月
④ 独占禁止法違反により公正取引委員会が刑事告発を行った場合			2月	
競売入札妨害又は談合	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	県契約又は県内におけるもの	4月
			上記以外での業務	2月
		一般役員等である場合	県契約又は県内におけるもの	2月
			上記以外での業務	1月
	② 中心的役割・受注調整を行っていた場合			2月
	③ 組織的・継続的に行っていた場合			2月
建設業法違反	① 逮捕（逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含む）者の地位	代表役員等である場合	2月	
		一般役員等である場合	1月	
	② 営業停止処分が行われた場合			1月
不正又は不誠実行為	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	2月	
		一般役員等である場合	1月	
	② 国又は県内の地方公共団体が、県内における契約に関し、法令違反により刑事告発し、有資格業者を入札参加停止した場合			5月
	県契約に関し、 ③ 落札決定後辞退した場合 ④ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合 ⑤ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合			2月

別表第4（第11条関係）

警 告 要 件
1 県発注工事の完了検査において、工事成績点が65点未満の場合。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、県の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行った場合。
3 県契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められる場合。
4 別表第1の各号及び別表第2の第1号から第9号までの措置要件に該当するが、入札参加停止措置を行わない場合において、必要があると認められる場合。

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

入札参加停止の決定について（通知）

埼玉県が発注する契約に係る入札参加停止について、次のとおり決定したので通知します。再度このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

（なお、本件に関する今後の改善措置の詳細について報告してください。）

1 入札参加停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 入札参加停止の理由

第 年 月 日

様

埼玉県知事

入札参加停止期間の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加停止期間を  
次のとおり変更したので通知します。

1 従前の入札参加停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 変更後の入札参加停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 変更の理由

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

埼玉県知事

入札参加停止の解除について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加停止を解除した  
ので通知します。

年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

本店所在地  
商号又は名称  
代表者役職名  
代表者氏名

印

役員等兼職報告書

この度、下記事案につき発生した不詳事件に関連し、当社社員が役員等（使用人は除く。）として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 不詳事件名

2 調査対象社員（逮捕又は起訴された社員）

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所

3 上記2の社員の所属会社情報

(フリガナ) 商号又は名称	所 在 地	役 職 名

※ 該当する所属会社が複数ある場合は、全て記入すること。

（添付書類）

- 登記事項証明書（報告会社自身と上記3記載の会社の謄本及び閉鎖謄本）

## 埼玉県森林科学館指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
申請者 名 称  
代 表 者 氏 名

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別紙様式 1 - 2

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

- 1 埼玉県森林科学館に係る指定管理者の募集に、下記のとおりグループで申請します。

[グループの名称] \_\_\_\_\_

- 2 下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

[代表者] \_\_\_\_\_

記

1 グループ構成員

代表者	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	

2 代表者への委任事項

- (1) 埼玉県森林科学館の指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項  
(2) 指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名  
代表者氏名

法人等名  
代表者氏名

法人等名  
代表者氏名

\* 構成員の数によって行数は調整してください。

\* 「グループの協定書又はこれに準ずる書類」(様式は任意)を添付してください。

## 別紙様式 2

### 重大な事故又は不祥事に関する報告書

令和 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

申請者の主たる  
事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者の氏名

埼玉県森林科学館の指定管理者の指定を申請するにあたり、募集開始日から起算して過去5年間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事の有無
  
- 2 発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要
  
- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無
  
- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況
  
- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※ 重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）の役員又は職員に生じた次のものを指します。

・重大な事故又は不祥事の定義

- (1) 他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
- (2) 国、地方自治体における入札参加停止を受けた場合
- (3) 役員及び従業員において重大な事故または不祥事\*があった場合

\*「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条に基づき指名停止を行う要件に該当するもの

※ なお、対象となる応募団体の役員又は職員には、契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みません。

## 埼玉県森林科学館の管理運営に係る事業計画書

年 月 日

法人等名

### 1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- 公の施設である森林科学館を管理運営していくにあたっての心構えや基本方針を記載してください。
- 施設の利用にあたって、森林科学館等利用への配慮について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する、取り組みについて記載してください。

### 2 管理執行体制

- 人員配置及び雇用者数を記載してください。
- 職員の研修計画を記載してください。（内容、対象者、実施時期・回数など）
- 職員の雇用の考え方を記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

### 3 森林科学館の現状認識と将来展望

- 森林科学館の現在の状況に対する認識を記載してください。
- 森林科学館について将来どのような管理運営を目指し、どのような施設にして行くかについて記載してください。
- その他の事項については必要に応じて記載してください。

### 4 森林や林業についての学習に関する事業計画

- 展示室における展示内容・企画等を記載してください。
- 森林科学館の施設を活用した体験教室や研修等について記載してください。（内容、対象者・人数、実施時期・回数、指導スタッフの配置（森林・林業に関する知識・経験等を記載）など）
- 他の関係施設や団体等と連携した事業など記載してください。
- その他の事項について必要に応じて記載してください。

### 5 サービスを向上させるための方策

- 利用者へのサービスを向上させる方策について記載してください。
- 施設利用の促進を図る方策について記載してください。
- 子供や高齢者、障害者が快適かつ平等に施設を利用できるような方策について記載してください。

- わかりやすいホームページの作成やSNSを活用した施設の認知度向上につながる、具体的な広報計画について記載してください。
- 利用者から森林・林業に関する質問があった場合の体制・対応を記載してください。
- 林業関係事業者や観光関連事業者、近隣施設等との連携について記載してください。
- その他の事項について必要に応じて記載してください。

## 6 利用者等のニーズの把握及び実現策

- 利用者のニーズをどのように把握し、それをどのように実現させるかについて記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

## 7 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑防止のための対策、苦情への対応等について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

## 8 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

- 個人情報を守るための基本方針・規則の制定、情報管理体制等について記載してください。

## 9 危機管理に対する方針について

- 防災、防犯、ケガ人や急病人発生時など、緊急時の体制・対応について記載してください。
  - 加入する保険の概要について記載してください。
  - その他の事項については、必要に応じて記載してください。
- ※防災については施設の防災に係る地理的条件を踏まえて作成してください。

## 10 森林科学館の管理運営に係る令和5年度収支予算案

- 県から指定管理業務に係わる委託料として支払う必要額を見込みで算出してください。
- 効果的かつ効率的な管理運営を行う方策を記載してください。

## 11 5年間の中期収支計画

- 効果的かつ効率的な管理運営を行う方策を記載してください。
- 利用人数の予測、収支計画、県から指定管理業務に係わる委託料として支払う必要額、その他必要と考える事項を記載してください。

## 12 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」について

- 事業運営を自ら評価する自己評価制度について記載してください。

## 13 展示室等、施設の管理計画

- 管理する施設・設備ごとに管理方法、実施回数等記載してください。彩の国ふれあ

いの森の遊歩道等についても記載してください。

- 委託による管理を行う施設については、その旨記載してください。
- 管理にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大や県内中小企業者に配慮した物品調達等についての考え方を記載してください。
- 管理にあたり、省エネルギーや物品調達についての考え方等について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

#### 14 施設の利用許可・利用料金

- 利用許可に当たっての考え方や手続きについて記載してください。
- 利用料金の設定や減免制度について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

#### 15 その他

- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

※ 1～15 の記載にあたっては、指定期間が5年間であることを考慮してください。

※ 1～15 をとおして、隣接施設との連携事項等があれば適宜記載してください。

※ 必要であれば、表や図を別紙として添付してください。

※ ページ数について制限はありません。

※ 文字のフォント、サイズ等については特に指定しません。

別紙様式 4

## 応募資格がある旨の誓約書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 氏 名

埼玉県森林科学館指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

### 記

- ・埼玉県森林科学館指定管理者募集要項「4 申請の手続 (1) 申請者の備えるべき資格」の資格申請要件を満たしています。
- ・提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

## 別紙様式 5

### ○委託予定業務一覧

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託先選定方法、選定期間、選定方法の考え方

別紙様式 5 (記入例)

○委託予定業務一覧

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託先選定方法、選定期、選定方法の考え方
施設保守点検業務	ボイラ等運転業務	給湯用、暖房用のボイラー、冷凍機の運転及び保守委託業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、一般競争入札により価格が最も低い者を選定する
	消防設備保守点検	消防設備の法定点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、施設所在の市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
	音響設備保守点検	大型音響機器の保守業務	専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、系列会社を選定する

区分例：施設保守点検業務、清掃業務、警備・案内、企画・計画業務、庶務事務等。

- ・業務名ごとに業務内容等を記載する。
- ・未確定の場合は、業務区分ごとに、業務内容等を記載する。

埼玉県森林科学館現地説明会 参加申込書

令和 年 月 日

埼玉県農林部 森づくり課 あて  
(E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp )

次のとおり現地説明会に参加します。

法人等の名称		(ふりがな)
法人等の所在地		
参加者 (2名 以内)	所属部署名	
	氏名	(ふりがな)
	所属部署名	
	氏名	(ふりがな)
連 絡 先	所属部署名	
	担当者(ふりがな)	
	電 話	
	E-mailアドレス	
グループで参加する 場合の構成員	法人等の名称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	法人等の名称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	法人等の名称	
	所 在 地	
	代表者氏名	

\*必ず電子メールで送信してください。

\*申込締切は令和4年7月21日(木)正午まで

## 募集要項の内容等に関する質問書

法人等名

担当者名

連絡先：電話

：電子メール

質問項目	質問内容

別紙様式 7

埼玉県森林科学館指定管理者 申請 URL 送付依頼申込書

令和 年 月 日

埼玉県農林部森づくり課 あて  
(E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp )

申請書類を送付したいので URL の送付を希望いたします。

法人等の名称	(ふりがな)	
法人等の所在地		
連 絡 先	所属部署名	
	担 当 者	(ふりがな)
	電 話	
	F A X	
	E-mailアドレス	

\*必ず電子メールで送信してください。(E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp)

\*URL送付申込締切は、令和4年9月2日(金)までです。

埼玉県森林科学館条例

平成六年三月三十一日  
条例第二十四号

改正 平成 九年 三月二八日条例第三三 平成一五年 三月一八日条例第三九号  
平成一七年 三月二九日条例第六三 平成一七年 七月一二日条例第八六号  
平成二六年 三月二七日条例第二号 平成三一年 三月一九日条例第二号

埼玉県森林科学館条例をここに公布する。

埼玉県森林科学館条例

(設置)

第一条 県民が森林及び林業について学習する機会を設けることにより、県民の森林及び林業の役割に関する理解を深め、もって林業の振興を図るため、埼玉県森林科学館（以下「森林科学館」という。）を秩父市中津川字サルイチ四百四十七番地に設置する。

一部改正〔平成一七年条例六三号・八六号〕

(業務)

第二条 森林科学館は、次に掲げる業務を行う。  
一 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。  
二 展示室、木工工作室及び学習室並びに附属設備の利用に関すること。  
三 その他森林科学館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日等)

第三条 森林科学館の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 森林科学館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、事情により、臨時に休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第四条 第二条第二号に掲げる施設のうち次に掲げる施設及びその附属設備（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

一

木工工作室

二

第一学習室

三

第二学習室

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。  
一 森林科学館の管理上支障があると認められるとき。  
二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。  
三 その他森林科学館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をすることができる場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(利用期間)

第五条 許可施設等を引き続いて利用することができる期間は、五日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第六条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第七条 知事は、森林科学館の利用者の遵守事項を定め、及び森林科学館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第八条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は森林科学館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一

第四条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。  
二 第六条の規定に違反したとき。  
三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一七年条例六三号〕

(原状回復)

第九条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該許可施設等を原状に復しななければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(損害賠償)

第十条 森林科学館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に森林科学館の施設、設備若しくは展示物を損傷し、又は森林科学館の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(立入りの禁止等)

第十一条 知事は、森林科学館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、森林科学館からの退去を命ずることができる。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(指定管理者による管理)

第十二条 知事は、森林科学館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定によ



第二十条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する利用料金を減額し、又は免除することができ、必要と認めるときは、知事の承認を得て、一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(利用料金の返還)

第二十一条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- 一 森林科学館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、許可施設等を利用することができないとき。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、森林科学館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例六三号〕

附 則

この条例は、平成六年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十八日条例第三十三号)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十五年三月十八日条例第三十九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日条例第六十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
- 二 第一条の改正規定 平成十七年四月一日

(準備行為)

- 2 改正後の埼玉県森林科学館条例(以下「新条例」という。)第十二条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第十二条第一項、第十三条及び第十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第十九条から第二十一条までの規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日以前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者に埼玉県森林科学館の管理を行わせるときは、施行日以前に改正前の埼玉県森林科学館条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成十七年七月十二日条例第八十六号)

この条例は、(中略)公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日以前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日以前に領収した使用料その他の歳入及び施行日以前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日以前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日以前に領収した使用料その他の歳入及び施行日以前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表 (第十八条関係)

施設の名称	利用料金		
	午前	午後	一日
木工工作室	一、七七〇円以下	二、三六〇円以下	四、一二〇円以下
第一学習室	二、四六〇円以下	三、二八〇円以下	五、七四〇円以下
第二学習室	八八〇円以下	一、一八〇円以下	二、〇五〇円以下

備考 午前とは午前九時から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、一日とは午前九時から午後五時までをいう。

一部改正〔平成九年条例三三号・一七年六三号・二六年二号・三一年二号〕

埼玉県森林科学館管理規則

平成六年五月三十一日  
規則第五十五号

改正 平成一七年 四月 八日規則第一二 平成二〇年 八月二九日規則第七八号  
三号  
平成三一年 三月二九日規則第四七 令和 四年 三月二五日規則第一五号  
号

埼玉県森林科学館管理規則をここに公布する。  
埼玉県森林科学館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県森林科学館条例（平成六年埼玉県条例第二十四号。以下「条例」という。）第二十二條の規定に基づき、埼玉県森林科学館（以下「森林科学館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則一二三号〕

(利用等の許可手続)

第二条 条例第四条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第一号の許可申請書を知事（条例第十二條第一項に規定する指定管理者に森林科学館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可申請書の受付を開始する日は、利用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日とする。

3 条例第四条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則一二三号〕

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第十三條第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第十二條第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

全部改正〔平成一七年規則一二三号〕

(利用料金の承認申請)

第四条 指定管理者は、条例第十八條第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第四号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

(利用料金の納期限)

第五条 条例第十九條第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

(利用料金の減免申請)

第六条 指定管理者は、条例第二十条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、森林科学館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

附 則

この規則は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月八日規則第百二十三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第四十七号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県森林科学館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年三月二十五日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(1)

埼玉県森林科学館利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(埼玉県森林科学館指定管理者)

〒

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名

又は氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり利用したいので申請します。

記

利 用 目 的 (催物の名称)			
利 用 施 設	木工工作室 第一学習室	第二学習室	利用予定人員 ( 人)
利 用 日 等	年 月 日 ( 曜日)		
	午前 (9時~12時) 1日 (9時~17時)	午後 (13時~17時)	

注 利用施設及び利用日等の欄は、該当するものを○で囲んでください。

一部改正 [平成17年規則123号・20年78号・31年47号]

様式第1号(2)

埼玉県森林科学館利用変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(埼玉県森林科学館指定管理者)

〒

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名

又は氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり利用変更したいので申請します。

記

許 可 番 号	第 号	
変 更 内 容	日時の変更	利用施設の変更
変 更 理 由		
利 用 施 設	木工工作室 第一学習室                      第二学習室	利用予定人員 ( 人)
利 用 日 等	年 月 日 ( 曜日)	
	午前 (9時~12時)	午後 (13時~17時)
	1日 (9時~17時)	

注 変更内容、利用施設及び利用日等の欄は、該当するものを○で囲んでください。

追加〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号・31年47号〕

様式第2号

埼玉県森林科学館利用（変更）許可書

（申請 年 月 日）

〒

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名

又は氏名 \_\_\_\_\_ 様

担当者名 \_\_\_\_\_ 様

電 話 \_\_\_\_\_

利 用 施 設	木工工作室 第一学習室 第二学習室
利 用 日 等	年 月 日（ 曜日）
	午前（9時～12時） 午後（13時～17時） 1日（9時～17時）
利 用 料 金	円
利 用 条 件 等	
<p>上記のとおり許可施設等の利用（変更）を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 印 (埼玉県森林科学館指定管理者)</p>	
許可番号第	号

一部改正〔平成17年規則123号〕

様式第3号

埼玉県森林科学館指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

全部改正〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号・令和4年15号〕

様式第4号

埼玉県森林科学館利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県森林科学館指定管理者

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

施設の名称	利用区分	利用料金 (円)	備 考

追加〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号・令和4年15号〕  
様式第5号

埼玉県森林科学館利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県森林科学館指定管理者

利用料金を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

利用年月日	利用施設名	利用区分	減額（免除）の承認を受けようとする理由	減額（免除）の承認を受けようとする額

追加〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号・令和4年15号〕